

盛岡市大規模盛土造成地変動予測調査
(第二次スクリーニング) 業務委託

特記仕様書

盛岡市 都市整備部 都市計画課

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、盛岡市が発注する「盛岡市大規模盛土造成地変動予測調査（第二次スクリーニング）業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 本業務は、「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に基づき、令和6年度に実施した「盛岡市大規模盛土造成地変動予測調査（第二次スクリーニング）業務委託」に引続き、北松園二丁目周辺の大規模盛土造成地（以下「北松園盛土」という。）において調査及び解析を実施することを目的とする。

(履行場所)

第3条 盛岡市北松園二丁目外地内（別紙図面のとおりに）とする。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和7年12月15日までとする。

(準拠法令等)

第5条 本業務は、本特記仕様書及び「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（平成27年5月）」及び「地質調査共通仕様書：岩手県県土整備部（令和6年10月1日以降適用）」に基づき実施するものとする。

(実施計画)

第6条 受注者は、本業務委託契約締結後、速やかに業務工程表届、管理技術者通知書を作成し、発注者に提出しなければならない。また、業務の実施に先立ち、調査及び作業方法について発注者と十分な打合せを行い、次の事項を記載した業務実施計画書を作成し発注者に提出するものとする。

なお、業務実施計画書の内容に変更が生じた場合は、発注者に速やかに報告し承諾を受けるものとする。

- (1) 業務概要及び実施方針
- (2) 業務工程
- (3) 業務内容
- (4) 人員体制
- (5) その他必要事項

(管理技術者)

第7条 本業務の管理技術者は、業務委託契約書附属条件（土木設計等業務）第3条第1項第3号に

該当するとともに、本業務と同様の業務経験を有する者とし、業務全般にわたり技術的監理及び秩序正しい業務を遂行しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 受注者は、本業務上知り得た秘密を何人にも漏らしてはならない。また、発注者の許可なく作成過程における資料の公表、成果品の複製、外部への貸与、並びに本業務以外の使用をしてはならない。これらは契約終了後も同様とする。

(資料等の貸与)

第9条 発注者は、業務の実施にあたり図面、資料及び調書等を受注者に貸与するものとし、受注者は、業務に必要な項目等を確認し、誤りがある場合は直ちに発注者に報告するものとする。

なお、受注者は、貸与された図面、資料及び調書等を本業務の目的以外に複製してはならず、汚損しないよう十分注意するとともに、業務の完了後は速やかに返還しなければならない。

(完了検査)

第10条 本業務完了後は完了検査を実施するものとし、管理技術者が立会いの上、検査を受けるものとする。

(成果品の帰属及び手直し)

第11条 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与並びに使用してはならない。

なお、受注者は、本業務が完了した後に、受注者の責に帰すべき理由による過失粗漏に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を行わなければならない。

(疑義)

第12条 本業務の実施にあたり本特記仕様書及び設計図書等に明示なき事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

第2章 業務内容

(業務内容)

第13条 本業務の内容は次のとおりとし、調査方法等については、第5条の準拠法令等に準ずるものとする。

(1) 計画準備

第5条の準拠法令等により、調査及び解析に向けた考え方及び方法等を把握し、既存資料の収集等を踏まえ、第6条の実施計画書を作成する。

なお、次の資料及びデータについては、発注者から貸与する。

ア 平成27年度「盛岡市大規模盛土造成地変動予測調査(第一次スクリーニング) 業務委託」
成果品

イ 平成 28 年度「盛岡市大規模盛土造成地変動予測調査(第二次スクリーニング計画作成) 業務委託」成果品

ウ 令和 6 年度「盛岡市大規模盛土造成地変動予測調査(第二次スクリーニング地盤調査)業務委託」成果品

エ 盛岡市が所有する業務に必要となる資料及びデータ

(2) 地下水位測定

既存ボーリング孔を利用し、速やかに水位計（自記・水圧式）を据え置き、令和 7 年 6 月上旬から 3 か月間、地下水位の変動を測定する。ただし、1 か月に 1 回は、現地で測定データを確認すること。

なお、既存のボーリング孔は、令和 6 年度に発注者が設置したものであり、ストレーナー加工済のポリ塩化ビニル管が埋設され、防護蓋が設置されている。

(3) 解析等調査

総合的な地盤特性を明らかにした上で、安定解析に関わる基本的な地盤の定数、条件を検討して安定計算を行い、滑動崩落に対しての安全性を確認する。

なお、結果については、当該大規模盛土造成地の宅地カルテを更新するものとする。

(周辺住民への配慮)

第 14 条 本業務の実施にあたり、受注者は周辺住民及び関係者に誠意をもって接することとし、住民の生活に配慮した調査計画を立てなければならない。

(現地復旧)

第 15 条 調査後は現況復旧を基本とし、敷地整正及び調査孔の閉塞等の必要な措置を執ること。受注者の責による損害が生じた場合には、必要に応じて受注者の負担により復旧工事及び補償を行うものとする。

(事故報告)

第 16 条 本業務中に事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき遅滞なく報告するものとする。(要領等は盛岡市ホームページからダウンロードすること。)

(報告書作成)

第 17 条 受注者は、本業務の各種解析結果等（異常データのチェックを含む）を取りまとめた報告書を作成するものとする。

(打合せ協議)

第 18 条 本業務の打合せは、原則として業務着手時、中間報告（2 回）及び成果品納入時の計 4 回行うものとする。

なお、受注者は打合せ後速やかに打合せ記録簿を作成し、発注者の確認を受けるものとする。

(成果品)

第 19 条 成果品は次のとおりとする。

なお、電子成果品は電子納品特記仕様書に基づき作成するものとする。(盛岡市電子納品ガイドライン(案)等は盛岡市ホームページからダウンロードすること。)

	成果品名	縮尺	納品媒体	部数
1	報告書	-	DVD(PDF、Word)	一式
			製本(A4)	1部